

県立青少年教育施設の指定管理者について

千葉県教育委員会

○地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、
千葉県立青少年教育施設5施設の指定管理者を次のように指定しました。

【指定期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで】

施設名	指定管理者	備考
千葉県立 手賀の丘青少年自然の家	アクティオ株式会社	継続
千葉県立 水郷小見川青少年自然の家	小見川フィールズパートナーズ（グループ） 代表者 特定非営利活動法人国際自然大学校 構成者 株式会社東急コミュニティー	継続
千葉県立 君津亀山青少年自然の家	千葉自然学校グループ（グループ） 代表者 特定非営利活動法人千葉自然学校 構成者 株式会社東急コミュニティー	継続
千葉県立 東金青少年自然の家	株式会社オーエンス	継続
千葉県立 鴨川青少年自然の家	公益財団法人千葉県教育振興財団	継続